

第 7 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和2年10月26日

(令和元年度決算)

(警察本部・各種委員会)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和2年10月26日(月曜日)

午前10時27分開議

午前11時27分休憩

午前11時31分開議

午前11時50分閉会

本日の会議に付した事件

議案第35号 令和元年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第38号 令和元年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(11人)

委員長 田代国広
副委員長 高木健次
委員 松田三郎
委員 小早川宗弘
委員 磯田毅
委員 河津修司
委員 西山宗孝
委員 竹崎和虎
委員 池永幸生
委員 城戸淳
委員 本田雄三
委員 荒川知章

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

本部長 岸田憲夫
警務部長 植田有佐
生活安全部長 吉田至
刑事部長 熊川誠吾
交通部長 平良俊司
警備部長 中村勇一

首席監察官 林秀典

参事官兼警務課長 濱田聡朗

参事官兼会計課長 原田聖哉

参事官

兼生活安全企画課長 徳本和浩

参事官兼地域課長 山川潔

参事官兼刑事企画課長 田中淳一郎

参事官(組織犯罪対策) 松野光昭

参事官兼交通企画課長 平木敏史

参事官(運転免許) 村上敏幸

参事官兼警備第一課長 春日克友

理事官兼総務課長 井野新輝

理事官兼生活環境課長 國生徹哉

理事官兼交通規制課長 寺本和宏

理事官兼運転免許課長 金子慎一

理事官兼警備第二課長 笹原英輔

交通指導課長 合瀬勝彦

出納局

会計管理者兼出納局長 本田充郎

会計課長 村上勲

管理調達課長 中川博文

人事委員会事務局

局長 青木政俊

公務員課長 工藤真裕

監査委員事務局

局長 富永章子

監査監 林田孝二

監査監 松岡貴浩

労働委員会事務局

局長 谷口誠

審査調整課長 吉田桂司

議会事務局

局長 吉永明彦

次長兼総務課長 横尾徹也

議事課長 村田竜二

政務調査課長 東敬二

事務局職員出席者

議事課主幹 山本 さおり

議事課主幹 若杉 美穂

午前10時27分開議

○田代国広委員長 おはようございます。

ただいまから第7回決算特別委員会を開会いたします。

今日は、警察本部、出納局及び各種委員会の審査を行うこととしております。

それでは、まず、警察本部の審査を行います。

執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、初めに警察本部長から御挨拶をお願いいたします。

岸田警察本部長。

○岸田警察本部長 田代委員長はじめ委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり深い御理解と温かい御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

県警察は、県民の皆様の期待と信頼に応え、安全で安心して暮らせる熊本の実現に向けて、組織を挙げて取り組んでまいり所存でございます。どうぞ引き続き御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

今日は、この後、決算の概要につきまして警務部長から、詳細につきまして会計課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田代国広委員長 次に、警務部長から、決算概要の説明をお願いします。

植田警務部長。

○植田警務部長 警務部長の植田でございます。

警察本部の決算概要について御説明をいたします。

令和元年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会におきまして御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、警察関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

指摘事項は1点ございました。「警察職員の定員について、これまでの取り組みにより、警察官1人当たりの負担人口は徐々に改善されてはいるが、いまだ全国平均を上回り、九州でも一番多いので、県民の安全、安心の確保のため、引き続き定員増に向けた取り組みに努めること。また、警察官の仕事のやりがいなどを広く周知し、有為な人材の確保に努めること。」との指摘についてであります。

本県の警察官1人当たりの負担人口、586人でございますけれども、こちらは、平成27年度から29年度までに行われた地方警察官増員等により改善傾向にあるものの、全国の警察官1人当たりの負担人口500人、これを大幅に上回っております。

そのため、本年5月に、総務省及び警察庁に対し、令和3年度の地方警察官増員について要望を行ったところであり、今後も引き続き、定員の増員に努めてまいります。

また、有為な人材の確保につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しながら、オンライン形式の業務説明会の開催やSNS等の各種広報媒体を活用するなど、新たな募集活動を展開しており、今後も応募者数の増加に努めてまいります。

それでは、令和元年度決算の概要について御説明をいたします。

決算特別委員会説明資料1ページの令和元年度歳入歳出決算総括表により御説明をいたします。

まず、歳入についてでございますが、予算現額33億9,008万1,000円に対しまして、調定額33億3,643万1,000円、収入済額33億3,371万円で、調定額に対する収入率は約99.9%となっております。

不納欠損額はございません。

収入未済額は、273万5,000円であり、放置違反金や交通事故等による公用車の損害賠償金に係る未収金でございます。

次に、歳出についてでございますが、予算現額412億442万7,000円に対しまして、支出済額407億245万9,000円で、執行率は98.8%となっております。

翌年度繰越額は、3,633万円で、その主なものは警察施設整備に係る事業費でございます。

不用額は、4億6,563万6,000円となっており、その主なものは職員給与費等の人件費及び各事業実施後の執行残でございます。

以上が警察本部の令和元年度決算の概要でございますが、詳細につきましては、会計課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田代国広委員長 次に、原田会計課長から説明をお願いします。

○原田会計課長 会計課長の原田でございます。

令和元年度決算資料の説明に先立ちまして、定期監査結果について御報告いたします。

本年7月に実施されました県監査委員によります警察本部への定期監査につきましては、指摘事項はありませんでした。

引き続きまして、令和元年度歳入歳出決算につきまして、お手元の令和2年度決算特別委員会説明資料の2ページ以降の歳入に関する調べ及び歳出に関する調べに基づき、具体的な内容を御説明いたします。

なお、2ページからの歳入に関する調べは、備考欄に各項目ごとの主な内容と処理件数等及び予算現額に対して著しく収入済額に増減を生じたものにその理由を、また、12ページからの歳出に関する調べの備考欄には、不用額の内容等をそれぞれ記載しておりますので、参考にさせていただきようお願いいたします。

それでは、歳入について御説明いたします。

まず、使用料及び手数料でございますが、2ページから7ページの上から3段目にあります認知機能検査手数料までが使用料及び手数料に関するもので、収入全体のおよそ59%を占めております。中でも、3ページ最上段の自動車運転免許証交付手数料が8億556万8,000円と最も多く、使用料及び手数料全体のおよそ41%を占めております。

なお、使用料及び手数料に不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、7ページを御覧ください。

上から4段目の国庫支出金から8ページ上から3段目の人権啓発活動委託金までが国庫支出金に関するもので、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、財産収入でございます。

8ページ上から4段目の財産収入から9ページ上から4段目の不用品売却収入までが財産収入に関するもので、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、9ページの下から2段目が繰越金でございます。これは、県庁舎設備改修工事等の繰越金となります。

次に、9ページ最下段の諸収入から11ページまでが諸収入に関するもので、不納欠損はありませんが、10ページ上から2段目の延滞金に10万7,000円、3段目の放置違反金に85万5,000円と、それぞれに収入未済額がございます。これは、いずれも放置違反金の未払いによるものでございます。

さらに、11ページ下から2段目の雑入にも177万3,000円の収入未済額があります。これは、交通事故等による公用車の損壊に係る損害賠償金の未払い分でございます。

この収入未済額の詳細につきましては、後ほど附属資料の収入未済に関する調べで御説明いたします。

以上が歳入に関する調べの説明でございます。

引き続きまして、12ページからの歳出について御説明いたします。

最上段を御覧ください。

警察費の予算現額412億442万7,000円に対し、支出済額407億245万9,000円、翌年度繰越額3,633万円であり、不用額は、4億6,563万6,000円となっております。

以下、不用額を生じた理由の主なものについて御説明いたします。

なお、翌年度への繰越額につきましては、後ほど附属資料の繰越事業調べで御説明いたします。

まずは、上段の公安委員会費の欄を御覧ください。

支出済額は、1,111万3,000円で、不用額の82万円余は、公安委員に対する報酬などの執行残でございます。

次に、中段の警察本部費を御覧ください。

支出済額は、320億2,534万8,000円、不用額は、1億7,502万円となっております。

不用額の主なものにつきましては、備考欄を御覧ください。

職員給与費の実績が見込みより少なかったことに伴う執行残が9,584万円余、退職者数が見込みより少なかったことに伴う退職手当の執行残が2,491万円余、その他光熱水費等の経費節減に伴う執行残などが5,425万円余でございます。

次に、下段の装備費の欄を御覧ください。

支出済額は、8億1,276万5,000円、不用額は、4,658万1,000円となっております。

不用額の主なものは、車両燃料や修繕費等の執行残が3,986万円余、その他警察用航空機の維持管理に係る執行残などが671万円余でございます。

続きまして、13ページを御覧ください。

上段の警察施設費でございます。

支出済額21億9,724万8,000円、翌年度繰越額3,633万円、不用額は、9,140万2,000円となっております。

不用額の主なものは、県庁舎設備更新計画工事等の執行残が5,985万円余、警察施設の整備等に係る執行残が1,575万円余、阿蘇警察署整備に係る執行残が1,200万円余、その他警察施設のアスベスト対策整備等に係る執行残が378万円余でございます。

次に、中段の運転免許費の欄を御覧ください。

支出済額は、10億5,981万6,000円、不用額は、3,352万2,000円となっております。

不用額の主なものは、運転免許センターを運営するための諸経費の執行残が1,215万円余、運転免許関係の各種講習委託等の執行残が1,531万円余、その他運転免許試験業務を実施するための諸経費の執行残が604万円余でございます。

次に、下段の恩給及び退職年金費の欄を御覧ください。

支出済額は、3,404万3,000円で、不用額の114万円余は、恩給及び扶助料の受給者減による支給額の執行残でございます。

続きまして、14ページを御覧ください。

警察活動費でございます。

支出済額は、45億6,212万3,000円、不用額は、1億1,713万5,000円となっております。

不用額の主なものについて、上から順に説明いたします。

一般警察運営費では、警察活動用消耗品購入等の経費節減に伴う執行残など4,282万円、総合治安対策費では、災害対策資機材等購入費の執行残など658万円余、生活安全警察

運営費では、警備業許可等業務関係経費の執行残など654万円余、地域警察運営費では、新たな通信指令システム構築費の執行残など2,031万円、刑事警察運営費では、携帯電話通信費等の経費節減に伴う執行残など1,774万円余、交通警察運営費では、信号機のLED化による電気料の節減に伴う執行残など2,203万円余、交通安全施設費では、道路標識等の交通安全施設整備に係る執行残など109万円余でございます。

以下、事業の概要を参考に記載しております。

以上が歳出に関する調べの説明でございます。

それでは、別にお配りしております附属資料の1ページを御覧ください。

令和元年度繰越事業調べでございます。

3事業について繰越しをしておりますが、施設整備に係る諸条件の変更等により、年度内の完了ができなかったものでございます。

令和2年度への繰越額は、上から順に、警察施設維持管理費で1,751万円、警察施設整備費で261万3,000円、上天草警察署整備事業で1,620万7,000円となっております。

既に完了した事業もございますが、現在の進捗状況につきましては、右側に記載のとおりでございます。

3段目の上天草警察署整備事業は、上天草警察署の用地購入に伴う移転補償費であり、12月末に完了予定でございます。

次に、2ページを御覧ください。

令和元年度収入未済に関する調べでございます。

収入未済の内容でございますが、1の歳入決算の状況のとおり、上から順に、放置違反金の延滞金10万7,000円、放置違反金85万5,000円、雑入といたしまして、交通事故等による公用車損壊に係る損害賠償金177万3,000円がでございます。

2の表は、収入未済額過去3か年の推移で

ございます。

次に、3ページを御覧ください。

収入未済額の状況を記載しております。

表中の右から3つ目のその他につきましては、納付の日程を交渉しているもの、財産の状況を調査しているもの、刑務所等に収監中のもの等になります。

放置違反金をはじめとする収入未済の解消につきましては、4にございます未収金対策のとおり、滞納者に対する督促の実施、休日、夜間の訪問徴収の実施、分割納付による回収の実施などを継続的に行い、徹底した徴収促進に努めてまいりました。

今後も、引き続き、未収金の早期回収に取り組んでまいります。

次に、4ページを御覧ください。

取得用地の未登記一覧表でございます。

当時の山鹿警察署、現在の熊本北合志警察署管轄にあります植木交番につきましては、熊本市が施行する熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業の対象地となりましたことから、平成27年度、仮換地に交番を新築移転したところではありますが、同交番の敷地につきましては、換地処分がなされていないことから、土地区画整理事業の完了後に熊本市において土地の表示登記がなされる予定でございます。

以上で警察本部の決算資料の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田代国広委員長 以上で警察本部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○松田三郎委員 おはようございます。

私も決算委員会は久しぶりでございます

が、先ほど警務部長の概要説明にもありましたし、資料で言いますと、説明資料12ページの職員給与費あたりだと思いますが、決算委員会では、警察本部に対しては、まあいろいろ重要なことも審議いたしますが、大体この負担人口とあと信号機の設置とか、これが代表的によく毎年毎年審議されるわけございまして、私が言うまでもなく、報道等でも——これは熊本県に限らずではございますが、非常に犯罪も多岐にわたり、また新手の犯罪が出てきたりとか巧妙化してきて、さらには、防犯というか、予防警察、やっぱりこういうことも重視されて、警察官の職員の方がたくさんいてもらって、多過ぎて困るということはないんだろうと思います。

事実、警察本部ももちろんでございますが、熊本県議会としても、せめて九州で一番負担人口が多いとか、全国平均よりもかなり上回っていると、こういう状況は改善する必要があるということで、幾度となく一緒になって国に対して要望なり意見書を提出してきたわけでございます。

本年5月ですか、総務省、警察庁に要望されたということでございますが、数字上は、ほかの県も増えるので、なかなかその差というのは、熊本県だけ増やしてくださいと言うわけにはいかないわけでしょうから、これはなかなか難しいところもあるんだろうと思います。

そして、一応、定員なり定数も決まって、まあ県が独自に出すならどんどん増やしていけますよという世界かもしれませんが、これは、例えば、警務部長、大体、ほかにも増えるかもしれないけれども、どれぐらい増やしたら九州で最下位ではなくなるとか、全国平均並みになるとか。

一応、直近であれでしょう、586人と。全国が500人ということになっておりますけど、我々もある程度目標があったほうがですね。もちろん、これは時々刻々差とか変わっ

てくるわけでしょうけれども、意見書でも、数を明示して意見書に書き込むというのはなかなか難しゅうございますが、我々のこの心の準備も含めて、大体で結構ですけど、ほかにも増えることをある程度前提として、将来的にどれぐらい増えたら十分な人員と言えるというのを数字でお示しいただければと思いますけど。

○植田警務部長 当面の目標といたしますか、平成12年に警察刷新に関する緊急提言というものがございまして、その中で、当面、警察官1人当たりの負担人口500人となる程度までが増員の必要があるというふうにされているところでございます。

仮に500人ということでございますと、警察官3,560人が必要となりますので、大体520人ほど不足するという計算になります。

また、九州の警察官1人当たりの平均507人ということなんですけれども、これにするためには3,495人が必要ということでございますので、大体474人が不足しているという計算になるというところでございます。

○松田三郎委員 これは、さっき言いました、説明資料の中段、職員給与費のところ、4月1日定数というのが——これが定数という、今の熊本県内の警察職員数なんですかね、これは、3,528と書いてありますが。

○田代国広委員長 何ページ。

○松田三郎委員 12ページ。

○植田警務部長 今御指摘の人数につきましては、警察官以外の一般職員も入った人数でございますので、警察官だけということでございますと、若干ここに載っている数字より少なくなるということでございます。

○松田三郎委員 分かりました。

なかなか、私、自分で聞きながら、ほかも増えるのでなかなか難しい。ただ、目標とする定数に関しては、先ほど不足している人数はお知らせをいただきました。

ぜひ、総務省、警察庁におかれましても、私たちもそうでございますが、取りあえずやっぱりその平均ぐらいいまでは熊本がいけるようにというのを、特段の配慮をしていただきたい、そういう意識も持っていただきたいということも含めて、要望なり意見書を提出していかなければならないかなと。

恐らく、限られた人員の中で熊本県警の職員さんは、全国の中でも非常に優秀という話を聞いておりますので、限られた人員の中で頑張っていたいでございますから、今働き方改革等々を言われておりますが、なかなか現場で5時15分になったから帰りますって、2交代、3交代でって言えない職種、職場もあるわけでございますから、一定数の職員を確保する、増やしていくということは、引き続き私たちも協力していかなければならないと思いますので、当面は限られた人員で頑張っていたければと思います。

以上でございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○西山宗孝委員 ただいまの松田先生の関連質問ということで、これは、1人当たりの警官の人口という言葉がありましたけれども、総務省あたりに出す場合に、この平均として警察官1人当たりの人口だけの解釈でいわれているのか、あるいは例えば、事件、交通問題等々を含めたところで上がっているのか、ちょっと教えていただければと思いますが。

○岸田警察本部長 ちょっとなかなか御答弁が、これはどこの県にどれぐらい配分する、

これは国家公安委員会、警察庁の事務でございますので、私のほうからつぶさに御答弁を申し上げるのは適切でないと思うんですけども、おおむねごく一般論として申し上げますと、やはりその県の置かれた状況というものを考えることはございます。

例えば、原子力発電所があるとかあるいは皇室関連施設がありますとか、こういったことでどうしても警備実施の関係で必要性が高いところとかにはやはり重点配置をしておきませんと、どうしても超過勤務とかそういったものが増えるということはございます。

また、もう一つは、犯罪の実勢ですとか、件数も、一応、考慮の対象とするわけでございますが、ただ、これは、やはり年々変わっていく数字については、どこまで考慮できるかというのは限界があります。

ただ、もともと置かれている、先ほど申し上げたような警備実施の必要性といったところについては、これは恒常性があって、毎年あまり変わらないので、そこはやはりよく考えて配置をしていくということで、あくまでも参考の御答弁というふうなことになりますが、そういう考えがございまして。

○西山宗孝委員 県民にとりましては、本当に多いのにこしたことなく、なるべく多くのこの体制が歓迎するところだろうと、我々もそうなんですけれども、例えば、九州の中で上3つ、下3つという数字をつけますと、熊本はどの辺りぐらいに位置しているのでしょうか、現状で。人口当たりで結構ですけども。

○植田警務部長 残念ながら、熊本県は、九州の中では最下位ということでございます。

○西山宗孝委員 負担人口。

○植田警務部長 いや、負担人口はそうなん

ですが……。

○西山宗孝委員 最下位は分かりました。上のほうで、例えば福岡とか、順番にあると思うんですけども。

○濱田警務課長 警務課でございます。

ちょっと手元にございませんで、後ほどお知らせしたいと思います。

○西山宗孝委員 我々の力であだこうだとはないんですけども、やはり市民、県民のありようは、いろんな分野で安全確保とかあって、これから人口だけで捉えることであるならば、九州でも都市間の人口も減っていくところあるいは維持しているところとかいろいろあるかと思えますけれども、ぜひともそういった体制強化については、引き続き続けていただきたいと思えます。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○磯田毅委員 5ページの高齢者講習手数料というのが見込みよりも少なかったということで、私は高齢者の割合がどんどん上がっていくのかなと思っていたんですけども、少ない理由というのはどういうことなのかというのと、そして免許センターには、看護師さんだったですかね、医療系の方が相談窓口をつくっておられますけれども、その相談内容についてちょっとお聞きしたいと思っております。

○金子運転免許課長 運転免許課でございます。

まず、1点目の高齢者講習、これの下がった内容ですけども、講習の数、若干上下はあるんですが、やってみないと——認知機能検査というのがまずあるんですね、75歳以上

の方。まず、70歳以上の方は高齢者講習を受けなきゃなりません、75歳以上になれば、まず講習を受ける前に認知機能検査というのがございます。その成績によって3つに分類がされます。1分類、2分類、3分類と3つあるんですが、それぞれ金額が違うんですね。それで、もともと予想しとった金額よりも、一番簡単な、第3分類といってほとんど認知症に関係ない方なんですけれども、その方の割合が多かったんで、金額のずれが生じたというのが事実でございます。

それと、2点目のやつですけども、看護師の関係ですね。

現在、免許センターでは、3人の看護師を配置しております。免許更新時の相談あるいは免許更新以外でも一般の相談、これに対応しております。

去年で言いますと、免許センターでは約1,500件以上の安全運転相談があつておるんですけども、そのうちの約1,400件、約9割に当たりますけれども、これが看護師が対応して相談受付をしております。

中身は、認知症あるいはてんかん、統合失調症、こういった一定の病気の関係あるいは身体障害の関係、こういったものがあります。

特に認知症では、43件の相談がありました。医療の面からのアドバイスとか医療機関の受診を勧めたり、自主返納してくださいと勧めたり、そういった活動をしております。

以上でございます。

○磯田毅委員 高齢者の事故が多くて、なるべくなら高齢者の方に免許返納を勧めるということだったんですけども、この年は免許の自主返納というのはどれぐらいあつたんですかね。

○金子運転免許課長 昨年1年間で言うと、

7, 100件余りの方が免許を返納してございます。

○磯田毅委員 結構です。

○田代国広委員長 ほかにないですか。

○本田雄三委員 御説明ありがとうございます。

12ページの警察本部費の中の不用額の2番の退職手当のところをちょっと教えていただければと思います。簡潔で結構でございます。

定年退職は、あらかじめ把握できているから、このずれはないかと思うんですが、これは例年の実績に基づいた積み上げで、今回、このように残があったというようなところの認識でよろしいでしょうか。

○原田会計課長 退職手当費につきましては、今言われたとおり、定年退職以外の退職者が見込みよりも9人減ったというところで、死亡であったりとか、早期退職とか、都合退職であったりとか、そういうところで9人減ったことによる執行残でございます。

○本田雄三委員 ありがとうございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○城戸淳委員 すみません、先ほどの高齢者の関連でよろしいですか。

高齢者講習手数料、今非常に高齢者の事故が多くて、この間もペダルの踏み間違いで事故等が起きていますけど、先ほど言われました自主返納が、去年、数をさっき言われましたけど、実はうちの玉名市では、自主返納によつての、要は商店街と連携をしてスタンプ事業というのがあるんですね。それに、自主返納された方には2,000円分の商品券を今配

っているということで、非常に全国的に勉強しに来られたり、この事業は非常によかつてすよね。

それで、熊本県内のほかの市町村で、警察として何かそういう自主返納を促すというか、もうちょっとやっぱり事故が少なくなるためにはそういういろんなことを連携しながらやっていかにやいかぬと思うんですけど、何かそういうのは実際ほかのところでもありますか。

○平良交通部長 まさに高齢者の運転者に対する今後の対応については、委員御指摘のとおりであると思います。

玉名市の取組も、先日、各マスコミでも報道されていたとおり、非常によい取組であつて、警察としても、各自治体、それから産業界、これは公共交通機関、バス事業者、タクシー事業者にも協力を促して、各自治体ごとにいろんな取組を現に講じているところがあります。

例えば、乗り合いタクシーであるとか、ここは複数の自治体で対応しております。また、地区の安全協会、ここで、免許証返納の際には、経歴書に対して一定の補助金を出すとかですね。これについて、今後はまた行政機関も巻き込んで、そういったことの、いわゆる返納した高齢者の足の代替となるような手段を講じていくべきと考えておりますし、他方では、先ほど御指摘もありました、アクセルとブレーキの踏み間違い、これらの事故を防止するために、サポートカーあるいはサポカーS、これの普及促進、今現在なかなかコロナ禍においてそういった研修会的なことがやりづらくなっておりますけれども、これもいろんな媒体等を使いまして、そういった情報も発信していきたいと考えております。

以上です。

○城戸淳委員 ありがとうございます。

この自主返納に関しては、恐らく家族の方が非常に心配をされて、そういう相談も結構あっているとお聞きしているんですね。そういう意味では、今いろいろな施策を言われて、ぜひまた一段と進めていただきたいなと思います。

以上でございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○小早川宗弘委員 14ページですけれども、この交通警察運営費の中で、信号機等のLED化ということについて不用額が出ています。

この執行残が2,200万余のお金で、非常にこのLED化によってこの2,200万円が削減されたのかどうか。何台ぐらいLED化を図ったけんこれが削減できたのかというふうなこととか、また、LED化の普及率というのか、どれぐらい今普及しているのか。それとも、今後、恐らく県内でも100%を目指してこのLED化を進めていかれるというふうに思いますけれども、どういう計画の中でこのLED化を進めていこうとされているのか、ちょっとその2つの点をお聞かせいただきたいと思います。

○平良交通部長 ただいまの御質問に対しましてですけど、まず信号機のLED化、どのぐらい普及しているかということにつきましては、これは本年の3月末でちょっと古いデータなんですけれども、おおむね全県下で約63%。県内に2,800か所強の信号設置箇所がありますけれども、これらのうちの約63%。さらに、これは、今後、そういった県内全般にLED化の普及を進めていくということでございます。

それから、他方、この執行残2,200万余につきまして、信号のLED化を図ったためにいわゆる電気料が安くなった分については、

これは金額的に約360万程度であります。

これは、1つの定周期の交差点で、信号機の4基と歩行者用の信号機8基、これを合わせますと、おおむねですけれども、月額通常、従来型の信号機ですと、月に約1,700円、これがLED化することによりまして、これまたおおむねですけれども、月に約800円ということで、いわゆる半額強ぐらいの電気料金ということになります。

ただ、この2,200万余の残につきまして、最も大きな分につきましては、自動車の保管場所調査費、これが約600万強ございます。

この理由につきましては、昨年、特に10月以降に、自動車の保管場所申請の件数、これが激減したということが要因の一つに挙げられます。昨年1年間、トータルで約3,000件強の保管場所の申請が減少しております。

この自動車保管場所の調査につきましては、これは単価契約ということでありまして、これは単価契約ということでありまして、いわゆる件数が少なければ調査を委託する分が減ってしまうと。特に、先ほど申し上げました、年間3,000件以上この保管場所申請が減少したということですが、特に10月以降にその減少率が大幅にアップしていると。1つは、いわゆる新規登録の自動車、新車の販売台数とも関連があるのではないかと思いますけれども、そういったことが要因と考えられます。

この2つが、この執行残全体の大まかな内訳でございます。

以上です。

○小早川宗弘委員 信号機のLED化自体による経済効果、削減効果は300万円余というふうなことで、1か所について、普通の信号機設置だと、月々のコストも半分以下に抑えられるというふうなことで、非常にLED化は、一般家庭でも、どこの家庭でも今は照明ランプはLED化を図られて、それぞれ電気代がかからないような感じで、皆さん方、非

常にこのLED化をしていくところが多いというふうに思いますし、信号機も、ここ数年ですよね、わあっと一気に普及が進んだというふうなことで、非常に薄型で見やすか信号だというふうに思いますので、これは交通安全のところでも非常に大きな役に立つのではないかなというふうに思いますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

ちなみに、今までの信号機の価格とLEDになったときの価格、これは何か実際分かりますか、イニシャルコストというか。一般家庭だと、電球は安かばってん、LED球になるとぼんと、維持費は安かばってん、その初期費用が高かというふうな部分で、そこは何かどういった感じになっているのか、教えてください。

○寺本交通規制課長 交通規制課の寺本と言います。

LEDの電球1個について、大体13万円ぐらいと。それと普通の電球、これで約10万円ぐらいという形で、県内には、先ほど部長が言いましたけれども、約1,700基ぐらいをつけておると。大体1年間で1,000灯器ぐらいを毎年更新していくという形にやっております。

○小早川宗弘委員 LEDにすると、取替えもそんなには発生してこぬとでしょう。

○寺本交通規制課長 普通の電球だったら、大体1年ぐらいで取替えをするんですけども、LEDの電球だったら、7～8年はもつという形でやっております。

○小早川宗弘委員 分かりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 関連で言えば、同じ交通安

全の信号関係で、ちょっと予算の執行状況についてお尋ねしたいと思います。

説明資料は、最終16ページが一番最後です。交通安全施設で、不用額の説明については14ページにあるようでございまして、もちろんこの総額の中には道路標識とか、あるいは信号も、さっきの話のように、更新、リニューアルとかもあると思います。ただ、やっぱり恐らく毎年毎年各市町村から、あるいは各地域から信号の新規の設置の御要望というのは、大体もう100とか200とかある中で、予算の関係あるいは優先順位の関係で、実際できるのがその何分の1ということで、なかなか、特に私の選挙区の田舎のほうになると、交通量が熊本市内より少のうございまして、全然この優先順位が上がらぬという話も聞くわけでございます。

ただ、これは予算の問題ももちろんあるかと思いますが、例えば新しく信号を設置する、この予算の総額の中で。それに関しての予算額というのは、例えばここ3年ぐらいで何か大きく変動があるかどうかは1点と、新規に設置する場合の基数と申しますか、台数と申しますか、というのは、ここ数年で大体どれぐらいの水準なのかというのを、まあ2年前、3年前ぐらいから分かる範囲で結構ですが、教えていただければ。

○平良交通部長 まず、委員御指摘のここ最近の信号新設に係る予算につきましては、おおむね変化は、特に極端な増減はあっておりません。全体の交通安全施設に占める割合の中でも、そのうちの信号機、これは改良とかも含めて、その中でも新設に関する分には特段変化はございません。おおむね1億程度というところかと思えます。

○松田三郎委員 1億。

○平良交通部長 はい。

それから、今回、さらにもう一つの信号の新設、これにつきましては、おおむねこれは年間の設置数ですけども、20弱ぐらい。昨年度も、16基ぐらいを新設しております。これについても、年間、ここ最近で特に大幅な増減はございません。

ただ、委員御指摘のとおり、そういった御要望があれば、確実に本部、それから所轄の警察署と合同で、まず現地の調査を行わせていただきます。それから、これはもう示されております、信号設置新設の条件にあります、そこに信号柱を設置するスペースがあるかですとか、仮にそこに信号を設置した場合に、そこを利用する歩行者の方が安全にとどまる場所、滞留できる場所のスペース、これを確保できるかどうか、あるいは一定時間の車両の通行量ですとか、新設を予定している場所の前後の信号機設置区間との距離等々、必要な条件等がございます。そういったものをクリアしているかどうか、これを調査して、すべからくできれば要望にお応えするような形で対応したいと考えておるんですけども、まずそういった条件もクリアして先に進めるということが一つの手続になります。

以上です。

○松田三郎委員 以前私もお伺いしたときに、どうしても、例えば交通量の多い道路が新設されたとか改良されたときには、まずその必置に近いというか、まず最初に優先的に設置しなければならないというのがあるから、どうしてもそこが先になるという意味では、全体の——もちろん、その分ある程度、20前後実現していただいているわけですから、かといってまた要望も増えるわけでしょうから、毎年、どうですか、どれぐらいの数といいますか、各警察署経由、それ以外もあるかもしれませんが、大体1年間で、今までの累積の分と新規入れて、どれぐらいがあるものかなと思ひまして。

○平良交通部長 これまた大まかではありますけれども、押しボタン式等も含めると、大体いただく御要望は年間100件前後ぐらいだと、ここ最近は。そういった数字になるのかと思います。

○松田三郎委員 だから、ざっくり言うと、100件要望いただいて20前後と。残りは、順番にいくと5年で終わるかというところじゃなくて、またどんどん要望も上がってくるわけでしょうから。

これは最後に1点ですけども、この予算、新規について1億程度ということでしたけど、これは通常の土木なんかで言うような単県というのはいないんですか。全部国からの補助で設置するというような負担割合といいますか、例えば県自ら、さっきの条件とかというのはもちろんですけど、足りない分県が単独で設置するというのが可能なのかどうかを最後にちょっとお尋ねですが。

○寺本交通規制課長 交通規制課の寺本です。

県単独での交通信号機の新設もできますし、補助、要するに補助事業での新設も可能ということでございます。

大体年間にやっぱり20基前後という形で、信号機新設だけの予算でいくなら、先ほど部長が言ったように、約1億から9,000万ぐらいの予算を新規の交通信号機に充てているというところでございます。

○松田三郎委員 分かりました。

じゃあ、最後に、今おっしゃった、可能であるけれども、まあ県の財政も今のこういう状況ですから、可能だけれども、今はいわゆる補助のほうだけで実施というか、対応しているということですか。県単独の分もあるんですか、その20基前後、そこら辺。

○寺本交通規制課長 はい、県単独の事業でもございます。

○松田三郎委員 さっきちょっと私も日頃の不満を込めて申し上げましたけれども、田舎の中には、大体あそこで事故が何回かなからんと信号つかんですもんなどというような、まことしやかに——いや、事実かもしれません。そういううわさも流れておりますので、今おっしゃった、限られた予算もございまして、つけてほしいというところは、実際条件に合わないというところも結構あるんだろうと思いますので、合わない場合は、改善を逆に要求するとか、こういう理由でだめなんですと、今は条件に合いませんよというようなところまで各警察署を通じてでも御説明いただければ、もうちょっと新規の数も増える可能性があるかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○池永幸生委員 単純な質問になるかと思いますが、説明概要の中で、警察官が足りないというのはよく分かりました。

この12ページに装備費がありますけど、これに警察車両は今足りているのかどうか、一つ伺いたいと思います。

○原田会計課長 装備費の不用額のことでございましょうか。

○池永幸生委員 警察車両が現時点で足りているのかどうかをまず伺いたいと思いますけど。

○濱田警務課長 現在の車両数ですけれども、大体四輪で897台、二輪で279台等となっておりますので、現時点では足りているということですが、逐次県、国等に要望して

いきたいというふうに考えております。足りない分につきましてはですね。

○池永幸生委員 よく住民の方たちから聞くのに、パトカーが回ってくるだけでも安心するというような形からするならば、現在の車両台数で本当に——もともと増やしたほうがよくはないかなと。今度不用額が出ていますから、これを使ってでもやはり増やすことは可能ではなかろうかなと思いますけど。

○濱田警務課長 ありがとうございます。

現時点では、車を動かす警察官も必要になりますので、そこは、現在、現時点の人数と車両の割合からすれば足りているということで考えております。

○池永幸生委員 ぜひとも警察官の増員をお願いいたします。

○濱田警務課長 先ほど委員から質問がございました、九州各県の警察官1人当たりの負担人口でございますけれども、1位は長崎県、2位が福岡県、3位が佐賀県というふうになっております。

以上でございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○荒川知章委員 主要な施策の成果の156ページで、被災地防犯アドバイザー事業というのがあると思うんですけども、現時点での豪雨災害で被災地での相談件数というのはどれぐらい上がっているんでしょうか。

○吉田生活安全部長 相談の件数ですか。

○荒川知章委員 はい。

○吉田生活安全部長 すみません、相談の件

数については、ちょっと手元にその数を持っておりませんので、お調べして後ほど。

○荒川知章委員 分かりました。

どういった相談が出ているかというのは分かれますか。

○吉田生活安全部長 被災地ということで考えられますのが、例えば被災者の方を狙った詐欺等がありはせぬかということですね。

やっぱり被災当初は、人の訪問等があれば、あれは詐欺じゃなかったんだろうかといった、そういったやはり犯罪の予兆といいますか、そういう類いのやつが当初一番多かったというふうに認識しております。

○荒川知章委員 かなりすごく大事な事業だと思いますので、今後もぜひ、これからもまたいろんな問題が出てくると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

あと1点いいですか。

○田代国広委員長 どうぞ。

○荒川知章委員 すみません、また主要な施策の成果の155ページで、安全運転相談における認知症等早期対応推進事業というのがあると思うんですけども、これで、認知症に係る相談43件に対して、4人が運転免許証の取消し、18人が自主返納または失効となったとなっていますけれども、残り21人に対しては、結構危険な感じだと思うんですけども、どういう対応をされているんでしょうか。

○金子運転免許課長 今お話のあった件数につきましても、実際、お話を聞いて、認知症ではなかったあるいは診断書を提出してまだ返ってきてない、そういった数が含まれております。

○荒川知章委員 認知症でなかったということで安心しました。

先ほどたくさん質問出ていますけど、認知症の方が今後はまたどんどん増えてくるとは思いますので、しっかり皆さん安全に——運転して、向こうから急にぶつかられたらどうもできないので、その辺また対応をしっかりよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○高木健次副委員長 説明資料の12ページ、装備費の中で、不用額が4,600万出ております。これは、車両燃料とか修繕費あるいはヘリコプターの維持管理費の不用額ということですが、燃料が安くなったとか、その辺の理由もあるかもしれません。決してパトロールをサボったりとかそういうことではなくして、また、維持修繕費も、非常に車両を大事に使っているとか、そういうことの裏返しでもないのかなというふうにも思います。

ただ、ヘリコプターについても、非常に災害が頻繁に起こっている状況の中で、災害対応とかいろいろな事故等に対処して、ヘリコプターの活用といいますか、そういう機会が大変多くなっていると思うんですね。

ですから、非常にこの辺では、やっぱりヘリコプターの今後の活用あるいはパトカーの運用等はどんどんやっていただきまして、悪質な運転とか交通違反とか、そういうことへの取締りもさらに強化をしてほしいということをお思いますので、まあここで努力をされて不用費が出たということだろうと思いますけれども、やっぱり使うべきところといいますか、ヘリコプターの運用も、こういう非常に災害の多い状況、昨今ですから、この辺はしっかりと運用につながっていけるような、何といいますか、この装備費の使い方をやって

ほしいと。あんまり不用額を出すのが何かいいことじゃないというふうに私は感じますので、何かその辺で本部長から、あるようでしたらひとつ。

○岸田警察本部長 大変ありがたい御指導と激励をいただいたものと思います。

今後とも、県民の安全と安心を守るために、活動の充実に努めてまいりたいと思います。

○田代国広委員長 なければ、これで警察本部の審査を終了します。

ここで、説明員の入替えのため、しばらく休憩します。

午前11時27分休憩

午前11時31分開議

○田代国広委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより、出納局及び各種委員会等の審査を行います。

審査は、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それではまず、会計管理者から、出納局の決算概要の説明をお願いします。

本田会計管理者。

○本田会計管理者 会計管理者の本田でございます。よろしくお願いいたします。

出納局の令和元年度の決算概要について御説明を申し上げます。

お手元の説明資料の1ページを御覧ください。

1ページの歳入歳出決算総括表により御説

明いたします。

当局では、一般会計及び収入証紙特別会計の2会計を所管しております。

まず、歳入の決算状況でございますが、一般会計の収入済額は、1,600万円余、収入証紙特別会計の収入済額は、29億7,000万円で、ともに不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出の決算状況でございますが、一般会計の予算現額5億3,700万円余に対しまして、支出済額は、5億2,000万円余で、不用額は、1,700万円余となっております。

不用額の主なものは、入札や経費節減に伴う執行残でございます。

また、収入証紙特別会計の予算現額28億円に対しまして、支出済額は、27億2,900万円余で、不用額は、7,000万円余となっております。

不用額は、各種手数料等の収入実績が見込額を下回ったことに伴う一般会計繰出金の執行残でございます。

以上が令和元年度決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長が説明しますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○田代国広委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○村上会計課長 会計課長の村上でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本年度の定期監査における指摘事項につきましては、出納局はございません。

続きまして、会計課の決算について御説明申し上げます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、3ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

3段目の会計管理費は、総合財務会計システムの管理に係る経費などが主なものでございます。

不用額の1,251万円余は、経費節減に伴う執行残及び入札残でございます。

最下段の利子でございますが、これは支払いに必要な資金が不足した際に金融機関から一時的に借入れを行うもので、これに伴う支払いの利子でございます。

不用額の18万円余は、一時借入れの額が見込額より少なかったことによるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

収入証紙特別会計でございます。

この特別会計は、収入証紙の販売代金の補完及び各種手数料等収入を効率的に配分処理するために設置されました特別会計でございます。

まず、歳入でございますが、1段目の証紙収入、2段目の繰越金ともに不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、5ページをお願いいたします。

歳出でございますが、一般会計繰出金は、収入証紙による手数料等の納付実績に応じまして一般会計の歳入へ繰り出しているものでございます。

不用額の7,019万円余は、各種手数料等の収入実績が見込額を下回ったことによる執行残でございます。

会計課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中川管理調達課長 管理調達課長中川でございます。よろしくをお願いいたします。

資料の6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、7ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

最下段の会計管理費で327万円余の不用額が生じておりますが、これは経費節減等に伴う執行残でございます。

管理調達課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田代国広委員長 次に、人事委員会事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いいたします。

青木事務局長。

○青木人事委員会事務局長 人事委員会事務局長の青木でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要につきまして、お手元の説明資料、人事委員会事務局と記してある資料に基づき御説明をいたします。

1ページは、歳入歳出決算の総括表でございます。内容につきましては、2ページ以降で御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、収入済額が215万円で、不納欠損額、収入未済額はございません。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、支出済額は1億6,686万8,000円で、翌年度への繰越しはございません。

不用額は630万9,000円でございますが、内訳は、委員会費が、人件費等の執行残55万円、事務局費が、職員採用試験の会場借り上げなどで経費節減に努めたことに伴う執行残575万9,000円でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田代国広委員長 次に、監査委員事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いしま

す。

富永事務局長。

○富永監査委員事務局長 監査委員事務局長の富永でございます。よろしくお願いいたしますします。

まず、定期監査における指摘事項でございますが、こちらはございません。

続きまして、決算の概要について、お手元の説明資料に基づき説明いたします。

1 ページをお開けください。

1 ページは、歳入歳出決算の総括表でございます。内容につきましては、2 ページ以降で説明いたします。

2 ページを御覧ください。

歳入については、雑入でございますが、収入済額1,000円でございます。

不納欠損額、収入未済額はありません。

3 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、支出済額が、委員費1,893万円余、事務局費1億6,303万円余となっております。内訳は、それぞれ監査委員、事務局職員の人件費及び事務費でございます。

また、不用額のうち委員費62万円余につきましては、人件費等の執行残、事務局費473万円余につきましては、経費節減に伴う執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田代国広委員長 次に、労働委員会事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いします。

谷口事務局長。

○谷口労働委員会事務局長 労働委員会事務局長の谷口でございます。よろしくお願いいたしますします。

まず、定期監査における指摘事項はござい

ません。

続きまして、決算の概要につきまして、お手元の労働委員会事務局の説明資料に基づき説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出決算の総括表でございますが、左側の歳入につきましては、該当はございません。右側の歳出につきましては、次の2 ページで説明をさせていただきます。

2 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1 段目の労働委員会費の支出済額は9,900万9,000円でございます。内訳は、2 段目の委員会費が、委員報酬の2,392万6,000円、3 段目の事務局費が、事務局の職員給与費と委員会・事務局運営費を合わせました7,508万3,000円でございます。

不用額が全体で268万円でございますが、内訳は、2 段目の委員会費が、委員報酬の執行残99万7,000円、3 段目の事務局費が、職員給与費と委員会・事務局運営費を合わせました執行残168万2,000円でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田代国広委員長 次に、議会事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いします。

吉永議会事務局長。

○吉永議会事務局長 議会事務局長の吉永でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要につきまして御説明申し上げます。

議会事務局、決算特別委員会説明資料の1 ページ目をお願いします。

歳入歳出決算総括表でございます。内容につきましては、2 ページ以降で御説明させていただきます。

2 ページをお願いします。

歳入でございますが、諸収入の収入済額は、905万円余でございます。これは、政務活動費の返還金等でございます。

なお、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1段目の議会費の支出済額は、13億1,883万円余で、不用額は、1,502万円余でございます。

不用額の内訳といたしましては、議会費の866万円余は委員会旅費等の執行残、事務局費の636万円余は事務局運営費の執行残でございます。

4段目の総務費の支出済額は、110万円余でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○田代国広委員長 以上で出納局及び各種委員会等の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○河津修司委員 どこでもいいんですね。

○田代国広委員長 どこでもよか。

○河津修司委員 議会事務局ですが、2ページの雑入で、政務活動費の返還金は900万ということなんですが、やっぱりコロナの影響があつて、例年と比べた場合どうなんですか、これは多いとか少ないとか。

○横尾議会事務局次長 今政務活動費の返還金について御質問がありましたけど、この政務活動費の返還金は、実は30年度に交付した分について、元年度に30年度の分を精査して元年度に返していただくということになって

おりますので、これについてはコロナの影響はございません。

○河津修司委員 分かりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 今の関連ですけど、返還額は、確定するのは大体——私も返還したことはありますが、例えば、今おっしゃった、30年の予算で政務活動費が、翌年の3月までには確定しないですね。それを過ぎて、4月から5月に返還額が確定して返還をするということは、それは次の年じゃなくて、次の次の年に繰り越すか何かでなるんですか。

○横尾議会事務局次長 いや、4月、5月で精査しまして、大体5月ぐらいに——たしか5月、すみません、ちょっと記憶がはっきりしませんけど、5月だったと思いますけど、5月に確定して返還していただくという、翌年度になると思います。

○松田三郎委員 もう1点、すみません、すぐ終わります。

議会事務局に決算でいろいろ聞くのもちょっとですね。後で聞けばいいという話かもしれませんが、説明資料3ページの議会費の、さっき不用額が生じた理由のところ、委員会旅費等の執行残と。

多分、私の記憶では、何か昔の、我々が初当選した頃からすると、1人当たりの委員会費がえらい少のうなつたなという感じがございますが、多分これは、委員会費を組んで、欠席なさる方とか、これは等ですから、ほかにもあるかもしれませんが、どういった場合が多いんですか、この執行残の。

○横尾議会事務局次長 これは、主なものは、大体予算がつきまして、11月か12月に執

行見込みを見て、大体もうあまり使わないものは2月補正で落としてしまうというのをするんですけども、これにつきましては、一番大きなものは委員会等の旅費を——急に行かれるといけないので、委員会等の旅費を大体このくらいは確保しておこうということでその分は残しておりますので、それがかなりあったということでございます。額にしますと660万ぐらい、866万4,000円のうち660万ぐらいが委員会の旅費で残っているということでございます。

○松田三郎委員 その2月の補正で落としても、それだけ不用額になるということ。

○横尾議会事務局次長 すみません、ちょっと説明があまりよくなかったかもしれませんが、2月の補正で落とすために、12月ぐらいに大体見込みを立てるんですけども、まあ1月、2月ぐらいに使うだろうということで、要するに2月の補正で落とすんですけど、2月の時点ではなくて、その前の時点で落としていますので、見込みですぐ、例えば委員会等で行かれても大丈夫のように残しております。その分が実際行かれなくて残ったということでございます。

○松田三郎委員 なかなか見込みの部分で計算難しいところもあるんだと思いますが、以前、私、土木部の審査の中でも言いましたように、ルール上限られているこの流用が可能であるならば、まあそれをした後でのこういう説明だと思いますが、ふだん議員の方々も、そういう、不満とまでは言いませんけれども、あるように感じていますので、さらに効率的な予算執行というのを、ふだん陰じゃ私も言いませんので、こういうところでちょっと言っとこうかなと思った次第でございます。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、これで出納局及び各種委員会の審査を終了します。

次回の第8回委員会は、11月17日火曜日午前10時から開会し、取りまとめを行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

本日は、御苦労さまでした。

午前11時50分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長